

# 第1章 総則

## 第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、防災に関し必要な体制を確立するとともに、とるべき措置を定め、総合的かつ計画的な防災事務又は業務の遂行により、五戸町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護し、被害を軽減して郷土の保全と住民福祉の確保を期することを目的とする。

また、計画の実施に当たっては、災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するために、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、住民、企業、団体等の関係機関が連携を強化して、時機に応じた重点課題を設定するなどし、日常的に減災のための町民運動の展開を図るものとする。

## 第2節 計画の性格

この計画は、五戸町の防災に関する基本計画であり、その性格は次のとおりである。

なお、風水害等防災計画は別編とする。

- 1 県の地域防災計画に基づいて作成し、指定行政機関等の防災業務計画と整合性をもたせたものである。
- 2 災害対策基本法及び防災関係法令に基づき、五戸町の地域に係る防災に関する諸施策及び計画を総合的に網羅しつつ体系的に位置付けし、防災関係機関の防災責任を明確にするとともに、その相互の緊密な連絡調整を図る上での基本的な大綱を示したものであり、必要と認められる細部の事項については、五戸町災害対策本部の各部及び各防災関係機関において定めることを予定しているものである。
- 3 地震災害に迅速かつ的確に対処するため、常に社会情勢の変化等を反映させる必要があることから、毎年検討を加え、必要の都度修正するものである。
- 4 五戸町及び防災関係機関は、この計画の目的を完遂するため、平素から自ら若しくは関係機関と共同して調査研究を行い、あるいは訓練の実施又はその他の方法によりこの計画の習熟に努める。
- 5 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画（第6章）  
日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策について定めるものである。

## 第3節 計画の構成

この計画の目的を達成するため、次の項目をもって構成する。

### 1 防災組織（第2章）

防災対策の実施に万全を期するため、五戸町防災会議並びに防災関係機関の防災組織及び体制等について定めるものである。

## **2 災害予防計画（第3章）**

地震災害が発生した場合の被害の軽減を図るため、五戸町及び防災関係機関等の予防的な施策・措置等について定めるものである。

## **3 災害応急対策計画（第4章）**

地震災害による被害の拡大を防止又は二次的に発生する災害を防御するため、五戸町及び防災関係機関等が実施すべき応急的措置等について定めるものである。

## **4 災害復旧対策計画（第5章）**

災害復旧を実施するにあたっての基本的方針を被災した施設の応急復旧終了後における原形復旧に加え、再度の被害発生防止並びに民生の安定及び社会経済活動の早期の復旧・復興を図るため、五戸町及び防災関係機関等が講じるべき措置について定めるものである。

## **5 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画（第6章）**

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定めるものである。

# **第4節 各機関の実施責任**

この計画において、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等並びに住民の果たす責任について定める。

なお、防災業務の推進にあたっては、男女双方の視点に配慮し、施策・方針決定過程及び現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるものとする。

### **1 町**

町は、町の地域並びに町の住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

### **2 県**

(1) 県は、県の地域並びに県の住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、災害が市町村域をこえ広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不適当と認められるとき、市町村間の連絡調整が必要なときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その総合調整を行う。

(2) 県出先機関は、町の地域並びに町の住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、町の防災活動が円滑に行われるよう助言等を行う。

### **3 指定地方行政機関**

指定地方行政機関は、町の地域並びに町の住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施すると

ともに、町の防災活動が円滑に行われるよう助言等を行う。

#### 4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、町の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

#### 5 公共的団体等及び住民

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等は、平素から地震災害に対する防災力向上に努め、災害時には災害応急対策活動を実施するとともに、町その他の防災関係機関の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

また、住民は、「自らの身の安全は自らが守る」との自覚を持ち、平時より地震災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動し、それぞれの立場において防災に寄与するよう努める。

### 第5節 町及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

町及び町内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱並びに関係する指定地方行政機関等の業務の大綱は、次のとおりとする。

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
五戸町	五戸町	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 防災会議に関すること</li> <li>2. 防災に関する組織の整備に関すること</li> <li>3. 防災に関する調査、研究に関すること</li> <li>4. 防災に関する施設、設備及び資機材の整備に関すること</li> <li>5. 指定避難所及び指定緊急避難所の指定に関すること</li> <li>6. 防災に関する物資等の備蓄に関すること</li> <li>7. 防災教育、防災思想の普及、防災訓練及び災害時のボランティア活動に関すること</li> <li>8. 要配慮者(高齢者、障害者、乳幼児、観光客、その他の特に配慮を要する者をいう。以下同じ)の安全確保に関すること</li> <li>9. 避難行動要支援者に係る名簿の作成等避難支援に関すること</li> <li>10. 地震に関する警報・情報等の収集・伝達及び被害状況の調査、報告に関すること</li> <li>11. 水防活動、消防活動に関すること</li> <li>12. 災害に関する広報に関すること</li> <li>13. 避難の勧告・指示に関すること</li> <li>14. 災害救助法による救助及びそれに準ずる救助に関すること</li> <li>15. 公共施設・農林水産業施設等の応急復旧に関すること</li> <li>16. 農林水産物等に対する応急措置の指示に関すること</li> <li>17. 建築物等の応急危険度判定に関すること</li> <li>18. 罹災証明の発行に関すること</li> <li>19. 災害対策に関する隣接市町村等との相互応援協力に関すること</li> <li>20. その他災害対策に必要な措置に関すること</li> </ol>

	五戸町教育委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 防災教育に関すること</li> <li>2. 文教施設の保全に関すること</li> <li>3. 災害時における応急の教育に関すること</li> <li>4. その他災害対策に必要な措置に関すること</li> </ol>
消防機関	八戸地域広域市町村圏事務 組合消防本部 五戸消防署 五戸町消防団	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害の予防、警戒及び防御に関すること</li> <li>2. 人命の救助及び救急活動に関すること</li> <li>3. 住民への情報伝達及び避難誘導に関すること</li> <li>4. 防火対象物の保安管理の指導、監督に関すること</li> <li>5. 危険物の取締り及び高圧ガス等の安全指導に関すること</li> </ol>
	八戸圏域水道企業団	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 給水施設の防災対策及び災害時における供給対策に関すること</li> </ol>
青森県	五戸警察署	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地震に関する警報・情報等の収集・伝達及び被害状況の調査、報告に関すること</li> <li>2. 災害時の警備に関すること</li> <li>3. 災害広報に関すること</li> <li>4. 被災者の救助、救出に関すること</li> <li>5. 災害時の遺体の検視、死体調査、身元確認等に関すること</li> <li>6. 災害時の交通規制に関すること</li> <li>7. 災害時の犯罪の予防、取締りに関すること</li> <li>8. 避難の勧告・指示に関すること</li> <li>9. その他災害対策に必要な措置に関すること</li> </ol>
	三八地域県民局 地域健康福祉部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害救助に関すること</li> <li>2. 医療機関との連絡調整に関すること</li> <li>3. 災害時における衛生保持及び食品衛生に関すること</li> <li>4. 防疫に関すること</li> </ol>
	三八地域県民局 地域整備部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 公共土木施設（河川、道路、橋梁、砂防、急傾斜地、下水道、公園等）の被害状況調査並びに応急対策及び復旧に関すること</li> <li>2. 水防活動に関すること</li> </ol>
	三八地域県民局 地域農林水産部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 農業、林業、畜産業に係る被害状況調査並びに応急対策及び復旧に関すること</li> <li>2. 農地及び農業用施設の被害状況調査並びに応急対策及び復旧に関すること</li> <li>3. 水産業に係る被害状況調査並びに応急対策及び復旧の指導、助言に関すること</li> </ol>
	三八教育事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 文教関係の災害情報の収集に関すること</li> <li>2. 災害時における応急の教育に係る指導、助言及び援助に関すること</li> </ol>
	東北森林管理局三八上北森林管理署	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 森林、治山による災害防止に関すること</li> <li>2. 保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及び管理に関すること</li> <li>3. 災害時における情報収集・連絡及び応急対策に関すること</li> <li>4. 災害時における関係職員の派遣に関すること</li> <li>5. 林野火災防止対策等に関すること</li> <li>6. 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること</li> </ol>

指定 地方 行政 機関	農林水産省（東北農政局、 青森県拠点を含む）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関すること</li> <li>2. 農地・農業用施設等の防災対策並びに指導に関すること</li> <li>3. 農業関係被害状況の収集及び報告に関すること</li> <li>4. 災害時における生鮮食品、種もみその他営農機材、畜産飼料等の供給あっせん及び病虫害防除の指導に関すること</li> <li>5. 土地改良機械の緊急貸付けに関すること</li> <li>6. 農地、農業用施設の災害復旧事業の査定に関すること</li> <li>7. 被災農林漁業者への資金（土地改良資金、農業経営維持安定資金、経営資金、事業資金等）の融通に関すること</li> </ol>
	青森地方気象台	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 気象、水象、地象の観測及びその成果の収集、発表に関すること</li> <li>2. 気象、地象(地震にあたっては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報及び特別警報・警報・注意報等の防災情報の発表・伝達及び解説に関すること</li> <li>3. 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること</li> <li>4. 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・援助に関すること</li> <li>5. 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関すること</li> </ol>
	東北地方整備局 青森河川国道事務所 八戸出張所 八戸国道出張所 十和田国道維持出張所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 公共土木施設（直轄）の整備に関すること</li> <li>2. 管轄河川の水防警報及び洪水情報（青森地方気象台との共同）の発表・伝達等防水に関すること</li> <li>3. 一般国道指定区間の維持、管理及び交通確保に関すること</li> <li>4. その他公共土木施設（直轄）の災害対策に関すること</li> <li>5. 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施に関すること</li> </ol>
	東北運輸局青森運輸支局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 交通施設等の被害、公共交通機関の運行（船）状況等に関する情報収集及び伝達に関すること</li> <li>2. 緊急輸送、代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援に関すること</li> </ol>
	東北総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 非常通信協議会の育成、指導に関すること</li> <li>2. 非常通信訓練に関すること</li> <li>3. 防災行政無線局、防災相互通信無線局、災害応急復旧用無線局及び孤立防止用無線の開局、整備に関すること</li> <li>4. 災害時における電気通信の確保及び非常通信の運用管理に関すること</li> </ol>
	青森労働局 八戸労働基準監督署 ハローワーク八戸	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 被災者に対する職業のあっせんに関すること</li> <li>2. 労働災害発生に伴う調査及び再発防止対策に関すること</li> <li>3. 被災労働者に対する救助、救急措置の協力及び災害補償に関すること</li> <li>4. 災害時における労務供給に関すること</li> </ol>
	東京航空局 三沢空港事務所 青森空港出張所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害時における救援物資及び人員等の緊急輸送の確保措置に関すること</li> <li>2. 災害時における航空機による輸送の安全確保措置に関すること</li> <li>3. 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること</li> </ol>
	陸上自衛隊八戸駐屯地	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害時における人命及び財産の保護のための救援活動に関すること</li> <li>2. 災害時における応急復旧の支援に関すること</li> </ol>

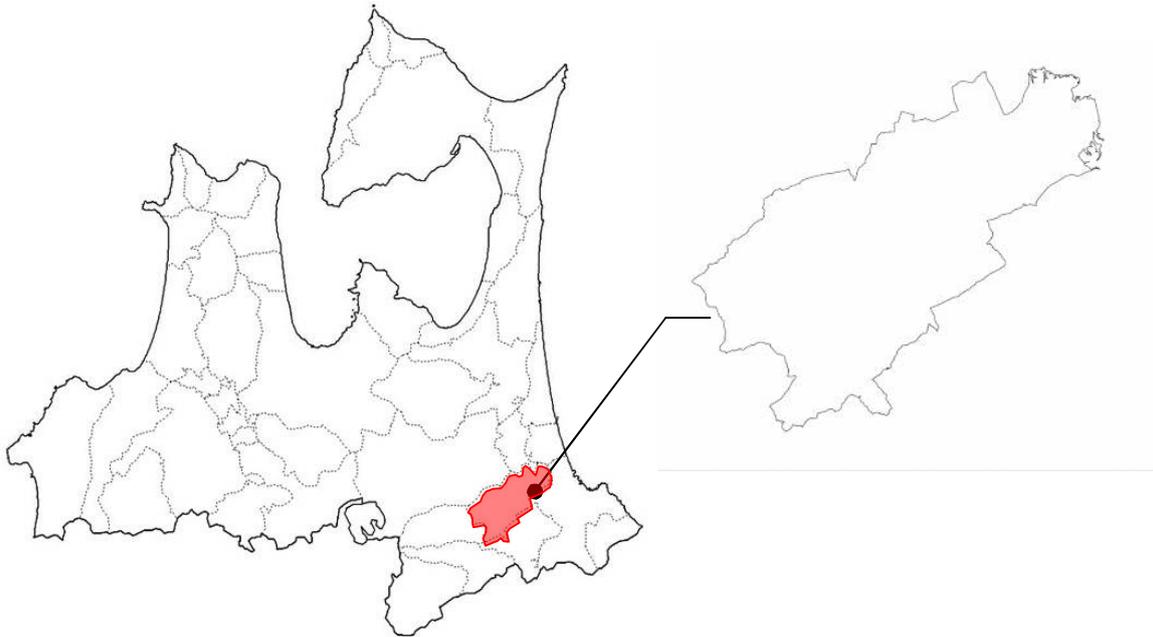
指定公共機関及び指定地方公共機関	東日本旅客（北海道旅客、日本貨物）鉄道株式会社 青い森鉄道株式会社、津軽鉄道株式会社、弘南鉄道株式会社	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 鉄道事業の整備及び管理に関する事</li> <li>2. 災害時における救援物資及び人員等の緊急鉄道輸送に関する事</li> <li>3. その他災害対策に関する事</li> </ol>
	東日本電信電話株式会社青森支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 株式会社NTTドコモ東北青森支店 KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 気象特別警報・警報の町への伝達に関する事</li> <li>2. 災害時優先電話の利用又は「緊急電報」、「緊急電報」の優先利用に関する事</li> <li>3. 災害対策機器等による通信の確保に関する事</li> <li>4. 電気通信設備の早期復旧に関する事</li> <li>5. 災害時における災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置に関する事</li> </ol>
	日本郵便株式会社 五戸町内各郵便局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害時における郵便業務の確保及び災害特別事務取扱に関する事</li> </ol>
	日本赤十字社青森県支部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害時における医療対策に関する事</li> <li>2. 災害救助の協力奉仕者の連絡調整に関する事</li> <li>3. 義援金品の募集及び配分に関する事</li> </ol>
	東北電力株式会社八戸営業所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 電力施設の整備及び管理に関する事</li> <li>2. 災害時における電力供給に関する事</li> </ol>
	日本放送協会八戸支局 青森放送株式会社八戸支社 株式会社青森テレビ八戸支社 青森朝日放送株式会社八戸支社 株式会社エフエム青森 株式会社岩手めんこいテレビ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 放送施設の整備及び管理に関する事</li> <li>2. 地震情報、災害情報及び被害状況等の放送並びに防災知識の普及に関する事</li> </ol>
	一般社団法人青森県エルピーガス協会八戸支部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. ガス供給施設の整備及び管理に関する事</li> <li>2. 災害時におけるガス供給の安全確保に関する事</li> </ol>
	八戸市医師会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害時における医療救護に関する事</li> </ol>
	(公社)青森県トラック協会三八支部 五戸町内加盟事業所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 輸送施設の整備及び管理に関する事</li> <li>2. 災害時における救援物資及び人員等の緊急陸上輸送に関する事</li> </ol>
	日本銀行（青森支店）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害時における通貨及び金融対策に関する事</li> </ol>

公共的団体その他防災上重要な施設の管理者	五戸町商工会等商工業関係団体	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 会員等の被害状況調査及び融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関する事</li> <li>2. 災害時における物価安定についての協力に関する事</li> <li>3. 災害救助用物資、災害救助・復旧用資機材の確保についての協力、あっせんに関する事</li> </ol>
	農林水産業関係協同組合 森林組合 土地改良区	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 農林水産業に係る被害調査に関する事</li> <li>2. 共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関する事</li> <li>3. 被災組合員に対する融資又はあっせんに関する事</li> </ol>
	運輸業関係団体	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害時における輸送等の協力に関する事</li> </ol>
	建設業関係団体	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害時における応急復旧への協力に関する事</li> </ol>
	自主防災組織・青年団・女性団体・町内会等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 平時における防災活動に関する事</li> <li>2. 災害時における被害状況の調査に対する協力に関する事</li> <li>3. 災害応急対策及び避難所運営に対する協力に関する事</li> </ol>
	道の駅運営管理者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 避難施設、消化設備等の点検整備に関する事</li> <li>2. 従業員に対する防災教育・訓練に関する事</li> </ol>
	病院等経営者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 避難施設、消火設備等の点検整備に関する事</li> <li>2. 従業員等に対する防災教育、訓練に関する事</li> <li>3. 災害時における病人等の受入れに関する事</li> <li>4. 災害時における負傷者の医療・助産及び保険措置に関する事</li> </ol>
	社会福祉施設経営者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 避難施設、消火設備等の点検整備に関する事</li> <li>2. 従業員等に対する防災教育、訓練に関する事</li> <li>3. 災害時における入居者の保護に関する事</li> </ol>
	金融機関	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 被災事業者に対する資金の融資に関する事</li> </ol>
	学校法人	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 防災教育に関する事</li> <li>2. 避難施設の整備、避難訓練の実施に関する事</li> <li>3. 災害時における応急の教育に関する事</li> </ol>
	危険物関係施設の管理者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害時における危険物の保安に関する事</li> </ol>
多数の者が出入りする事業所等(病院、工場等)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 避難施設、消火設備等の点検整備に関する事</li> <li>2. 従業員等に対する防災教育、訓練に関する事</li> <li>3. 来場者等に対する避難誘導に関する事</li> </ol>	

## 第6節 町の自然的・社会的条件

### 1 位置

本町は青森県の南東に位置し、北緯40度31分、東経141度18分の地点にあり、東西約20.7km、南北約18.6kmで、総面積は177.67km<sup>2</sup>、県全体の1.84%にあたる。東は八戸市、西は新郷村、南は南部町、北は十和田市、六戸町、おいらせ町とそれぞれ接し、八戸市から西に約15.5km、十和田市から南東に約12.5kmの距離となっている。



### 2 地勢

#### (1) 地形及び地質

五戸町の北部を奥羽脊梁山脈の戸来岳に水源を発して、太平洋に注ぐ五戸川がゆるやかに貫流しており、沿岸には水田がひらけている。この細長い平野をはさんで、南北両端には標高13mから120mの丘陵台地が続き畑地、山林等として利用されている。

南部を西越岳に水源を発し、馬淵川に合流して太平洋に注ぐ浅水川が五戸川と並行して流れており、沿岸を狭く走る平野部には水田がひらけていて、南北両側の比較的発達した丘陵は樹園地、山林等として利用されている。

五戸川流域の地質基盤は、おおむね火山噴出物よりなる未凝固な凝灰質岩石により構成されている。沿岸の水田はおおかた第4紀新層（沖積層）に属し、表土は腐食に富む植壤土で粘土を50～37.5%含んでいる。

また、下層は灰色砂壤土で粘土を25～12.5%含み、さらに青灰色土といって粘土含有量12.5%以下の土性をもつ層と順次構成されている。その他の水田並びに畑地・山林等をなしている丘陵台地はいずれも第4紀古層（洪積層）により覆われ、表土は腐植に富む火山灰で、下層は栗砂・赤粘土・火山灰・火山砂・赤土・砂・礫（径2mm以上）等の累積層、浮石・砂・礫・火山灰等の累積層、泥岩質又は頁岩質の粘土層の順に構成されている。下流域の水田の一部は、下層の農耕にあまり適さない泥炭層を伴っている。

浅水川の上流域では、凝灰質未凝固の砂岩層が発達している。丘陵の畑地・山林等は洪積層により被覆されたので、下層部は基底に礫を伴った火山灰質未凝固の砂層、粘土層の累積層で、ところにより粗悪な泥炭層を介在している。また、浅水川に注ぐ沢堰の沿岸に急崖地が多いため、崩壊地を形成することが多い。浅水川に沿った洪積層は、砂・礫・粘土で構成され表土は腐植に富む植壤土である。

五戸町を含むこの地方は、段丘が良く発達しており、八甲田・十和田火山に由来する第4紀火山砕屑物に覆われているのが特徴である。

## (2) 河川

当町を流れる主な河川は、一級河川浅水川と二級河川五戸川、堤沢川、後藤川4つである。これらの河川はおおむね平坦地を流れることから、ゆるやかな流れとなっている。

## (3) 道路

当町の道路体系は、国道4号が南北に縦断し、国道454号が東西に横断している。これらの国道を軸に、県道、町道が町内を有機的に結んでいる。

また鉄道等については、町内の一部を東北新幹線が縦貫しているが、駅は存在しない。

## 3 気象

気象は年間平均気温が10.0℃前後であるが、12月から2月には主に北西季節風に支配される時期で、全般に0℃以下になる。3月はまだ1～2℃であるが、月日が進むにつれて気温も上昇し6月中旬より梅雨に入り、ヤマセと呼ばれる冷涼な東寄りの風が強く吹き、気温の上昇が鈍くなる。ヤマセによる低温、日照不足から農作物へ冷害を招くおそれがある。

盛夏期はかなり高い気温となることもあるが、期間は短い。9月後半には気温の下降が急となり、11月後半には冬型の気候となる。降雪期間は11月から3月までの5ヶ月間であるが、冬期間においても比較的降雪は少なく、積雪量も県内で最も少ない地域である。

## 4 人口及び世帯

人口は、昭和35年をピークに減少傾向にあり平成2年国勢調査時には2万人台を割り、減少していたが、平成16年7月1日、倉石村との合併により平成17年国勢調査時には2万人台となった。しかし、平成22年国勢調査時には再び2万人台を割り、以後減少している。

総人口、世帯数の推移	資料編 1-6-1
年齢別人口および構成の推移	資料編 1-6-2
高齢者のいる世帯の推移	資料編 1-6-3

## 5 土地利用状況

当町の総面積は、177.67km<sup>2</sup>であり、地目別土地割合の現況は次のとおりである。

地目	田	畑	宅地	山林	原野牧場	雑種地 その他	合計面積 (km <sup>2</sup> )
五戸町	12.54%	16.12%	3.81%	49.95%	4.20%	13.37%	177.67

平成29年1月1日現在

## 6 産業及び産業構造の変化

当町の産業は、農林畜産業及び商工業であり、農林畜産業では野菜を中心とした複合経営、商工業では町内に3カ所ある工業団地による内陸型工業が挙げられる。

農業では、主要作物として米・りんご・にんにく・長芋が挙げられ、近年は花き、さくらんぼ等への取り組みも行われている。

さらに、農地の土壌改良の必要性が認識され、堆肥作りの面からも畜産業の振興が図られ、特に黒毛和種を主流とした倉石牛は全国的にも評価が高く、今後の畜産振興に大きな期待が寄せられている。

また、工業では地蔵平工業団地を中心として内陸型軽工業の集積を図ってきたが、近年の技術革新や情報化産業の進展により、製品需要は基礎素材型、生活関連型産業から加工組型産業に移行してきている。

産業別就業人口については、第1次産業の就業人口は減少傾向にあり、第2次産業、第3次産業へ就業人口が流れている傾向にある。

産業別就業者数 資料編 1-6-4

## 第7節 青森県の主な活断層

県の調査によると、本県において認められている主な活断層は次のとおりとなっているが、この調査結果を地震対策の基礎資料として活用するとともに、活断層の存在や活動性等について永続的に留意する。

名称	分布状況
津軽山地西縁断層帯	五所川原市飯詰から青森市浪岡銀にかけて約16kmにわたって分布している津軽山地西縁断層帯北部と青森市西部から平川市にかけて約23kmにわたって分布している津軽山地西縁断層帯南部からなっていることが認められている。
野辺地断層帯	東北町添ノ沢から七戸町にかけて約12kmにわたって分布し、さらに南へ延びていることが認められている。
折爪断層	五戸町倉石中市から名久井岳東麓を経て県境まで約21kmにわたって分布していることが認められており、岩手県葛巻町方向へ続いている。
青森湾西岸断層帯	蓬田村から青森市にかけて約31kmにわたって分布し、北北西～南南東方向に延びている。

## 第8節 地震災害の記録

本町の周辺で発生する地震は、①太平洋プレートと陸のプレートの境界で発生する海溝型の地震、②沈み込む太平洋プレート内部で発生する地震、③内陸部の浅いところで発生する地震等がある。

本町に被害を及ぼした地震としては、上記①のタイプでは「1968年十勝沖地震」、「平成6年(1994年)三陸はるか沖地震」および「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」があげられるほか、③のタイプでは明治35年に発生した三戸地方の地震等がある。

地震災害発生状況 資料編 1-8-1

## 第9節 地震による被害想定

平成24年度から平成25年度及び平成27年度に実施した県の調査によると、想定太平洋側海溝型地震、想定日本海側海溝型地震、想定内陸型地震のうち、おおむね数百年に一度の頻度で発生する想定太平洋側海溝型地震が、最も被害が大きかつ広域的に被害が発生するものと予想された。これら3つの被害想定調査結果を地震対策の基礎資料として活用する。なお、将来発生しうる最大規模の地震が本調査の想定とまったく同じになるとは限らないことに留意する必要がある。

地震被害想定 資料編 1-9-1

## 第10節 災害の想定

この計画の作成にあたっては、町における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、都市化の状況、産業の集中等の社会的条件並びに過去における地震災害発生状況に加え、これを超える被害の発生をも勘案し、発生し得る地震災害を想定し、これを基礎とした。

特に、平成24年度から25年度まで及び平成27年度実施した青森県地震被害想定調査では、最大クラスの地震により被害の発生が想定されているが、耐震対策の実施や早期避難等により大幅な減災効果が見込まれることから、本計画の確実な実施が求められる。